医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長（以下「会長」という。）は、東九州地域における医療関連機器産業の一層の集積を目的に、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援事業実施要領に基づき、県内企業と大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業が連携して組織するワーキンググループが医療関連機器の製造を目指す上で必要となる活動に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。その交付についてはこの要綱に定めるところによるもののほか、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）を準用する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）「県内企業」とは、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。

（２）「大学等研究機関」とは、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、公設試験研究機関、国立研究所（旧国立研究所であって独立行政法人を含む。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公益法人による研究所、第三セクターによる研究所をいう。

（３）「医療関連機器製造企業」とは、医療・看護・介護・福祉の用に供する機械器具等の製造、販売を行っている企業をいう。

（４）「ワーキンググループ」とは、１以上の県内企業と大学等研究機関、医療機関・福祉施設等、医療関連機器製造販売企業の１以上を含む共同研究体をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を申請使用とする者は、次に掲げる書類を添付し、補助金交付申請書（第１号様式）を会長に提出しなければならない。

　（１）医療関連機器開発ワーキンググループ設置認定書

　（２）収支予算書（第２号様式）

（３）誓約書

（４）その他会長が必要と認める書類

２　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第５条　補助条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第３号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

　（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

　（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

　（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

 （６）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（７）会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることがあること。

（８）第４条第２項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（９）第４条第２項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第４号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

 （10）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

２　会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、次のとおりとする。

　（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（研究開発テーマ、参画企業・団体の変更以外の変更）

　（２）補助対象経費の増減

（補助金の交付決定の通知）

第６条　会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとし、補助金交付決定通知書（第５号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第７条　補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第８条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第９条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、医療関連機器開発ワーキンググループ支援補助金交付請求書（第６号様式）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（第７号様式）に、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

　（１）医療関連機器開発ワーキンググループ活動報告書

　（２）収支精算書（第８号様式）

（３）領収書又は請求書の写し

　（４）その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　会長は、実績報告等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第９号様式）により通知する。

（書類の提出部数等）

第１２条　この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

附　則

　　この要綱は、大分県医療ロボット・機器産業協議会の平成２９年度予算から適用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象　経　費 | 補助率(補助限度額） |
| 経費区分 | 内　　　　　　　容 |
| （１）旅費 | 当該ワーキンググループの活動に必要な旅費。（講師等技術的な指導・助言を行う者が、研究の遂行に必要な協力を行うための旅費を含む） | 定額(１５万円) |
| （２）会議費 | 当該ワーキンググループの活動に必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 |
| （３）謝金 | 当該ワーキンググループの活動に必要な講師等、技術的な指導、助言を行う者に対する謝金 |
| （４）消耗品費 | 当該ワーキンググループの活動に必要な物品の購入に要する経費 |
| （５）印刷製本費 | 当該ワーキンググループの活動に使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本等に要する経費 |
| （６）その他諸経費 | 　当該ワーキンググループの活動に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。 |

第１号様式（第４条関係）

　　　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助金交付申請書

年　　月　　日

　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　　　　　　　殿

住所（事業実施主体代表者の所在地，郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（事業実施主体代表者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）　

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年度において、下記のとおり医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業を実施したいので、補助金　　　　　　円を交付されるよう、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援事業費補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　研究開発テーマ

　２　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

　　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　円

　　　　補助金交付申請額 円

　３　添付書類

　（１）医療関連機器開発ワーキンググループ設置認定書

　（２）収支予算書（第２号様式）

　（３）誓約書

（４）その他会長が必要と認める書類

誓約書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県医療ロボット・機器産業協議会と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を

締結している者

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される

関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会　　　殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　所

（ふりがな）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日　(男・女）

※大分県医療ロボット・機器産業協議会では、大分県暴力団排除条例に基づき、補助金交付事務から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第２号様式（第４条関係）

収　支　予　算　書

　収入の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額 | 備　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

　支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額 | 備　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

第３号様式（第５条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業変更承認申請書

年　　月　　日

　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　 　住所（事業実施主体代表者の所在地，郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（事業実施主体代表者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）　

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業補助金交付要綱第５条第１項第１号の規定により申請します。

記

　１　変更交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　既交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　変更による増減額　　金　　　　　　　　　　円

　２　変更の理由

（備考）

 以下、第１号様式の記の３以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第４号様式（第５条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金

に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年　　月　　日

　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 住所（事業実施主体代表者の所在地，郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（事業実施主体代表者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）　

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付要綱第５条第１項第９号の規定により、下記のとおり報告します。

記

　　１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

　　　　（　　年　　月　　日付け　　第　　　　号による額の確定通知額）

　　２　補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　　金 円

　　３　消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

　　４　補助金返還相当額（３－２） 金 円

　　５　その他

　　 （１）消費税等仕入控除税額集計表（別紙）を添付すること。

　　 （２）その他参考となる書類

　　　 　消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金

　　　　　　　　　　に係る消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入に係る消費税額及び地方消費税額（Ａ） | 補 助 率（Ｂ） | 仕入に係る消費税等仕入控除税額（Ａ×Ｂ） | 備　考 |
|  |  |  |  |

（注）１　「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

 　 ２　「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第５号様式（第６条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

　　　年　　月　　日付けで補助金の交付申請のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定により通知します。

記

　１　補助対象経費　　　金　　　　　　　　　　円

　２　補助金の交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

　３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第３号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

　（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

　（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

　（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

 （６）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（７）会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることがあること。

（８）第４条第２項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（９）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第４号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

 （10）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

２　会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、次のとおりとする。

　（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（研究開発テーマ、参画企業・団体の変更以外の変更）

　（２）補助対象経費の増減

（備考）

 要綱第５条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第３号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。第６号様式（第９条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 住所（事業実施主体代表者の所在地，郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（事業実施主体代表者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）　

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金については、下記のとおり精算払（概算払）の方法により交付されるよう、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決　定　額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残　　額 | 事業完了予定(完了)年月日 | 備　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |

支払先：

　金融機関名：

　口座番号：

　口座名義：

第７号様式（第１０条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業実績報告書

年　　月　　日

　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 住所（事業実施主体代表者の所在地，郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（事業実施主体代表者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）　

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業について、下記のとおり実施したので、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

　１　研究開発のテーマ

　２　事業完了年月日

　　　　　　年　　月　　日

　３　添付書類

　（１）医療関連機器開発ワーキンググループ活動報告書

　（２）収支精算書（第８号様式）

（３）領収書又は請求書の写し

　（４）その他会長が必要と認める書類

第８号様式（第１０条関係）

収　支　精　算　書

　収入の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 精算額 | 予算額 | 増　減 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 精算額 | 予算額 | 増　減 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

第９号様式（第１１条関係）

　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金の

額の確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

　　　年　　月　　日付けで提出のあった　　年度医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業実績報告書に基づき、　　　年　　月　　日付け　　第　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　円については、金　　　　　　　円に確定したので、医療関連機器開発ワーキンググループ活動支援補助事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。